

東京都スポーツ推進大使ゆりーと取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東京都のスポーツの推進に向け、東京都スポーツ推進大使ゆりーとによる広報を実施するため、ゆりーとデザイン(以下「本著作物」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領における用語の意義は、東京都著作権取扱要綱(平成10年7月10日付10財管総第50号。以下「要綱」という。)の例による。

(対象著作物及び著作権の帰属)

第2条 本要領の適用対象とする著作物は、別紙「東京都スポーツ推進大使ゆりーとデザインガイドマニュアル」内の「8 ゆりーとデザイン(基本形・展開形)」に記載された各デザインとする。

2 本著作物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は東京都(以下「都」という。)に帰属し、第4条に定める利用の許諾を行っても、何ら移転しない。

(利用の許諾の申請)

第3条 本著作物の利用の許諾を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ利用許諾申請書(第1号様式)を東京都知事(以下「知事」という。)に提出し、利用の許諾を受けなければならない。ただし、報道機関等が時事の事件の報道目的で利用するなど著作権法第30条から第50条に規定する利用を行う場合、又は所管局であるスポーツ推進本部が自己利用する場合は、申請不要とする。

(利用の許諾)

第4条 知事は、前条の規定による利用の許諾の申請があったときは、その内容を審査し、当該利用目的及び利用方法が都のスポーツ推進に寄与すると認めるときは、利用の許諾(以下「利用許諾」という。)をすることができる。この場合において、知事が必要と認めるときは、条件を付することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 都の品位を傷つけ、又はスポーツ推進の正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (6) 本著作物の利用によって、特定の企業、団体、又は商品等のキャラクターと誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (7) 本要領に定められた利用方法に従うものでないとき。
- (8) その他知事が不適當と認めるとき。

- 2 前項の利用許諾は、許諾番号を付した上で、承認書（第2号様式（東京都著作権要綱第8条関係））をもって行う。

（著作権使用料）

第5条 著作権使用料については、要綱第12条第2項第1号及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年東京都条例第25号）に従い徴収する。

なお、本著作物の著作権使用料の算定式は以下のものを基本とする。著作物利用割合（利用作成物全体に占める都の著作物の割合）は、申請ごとに確認するものとする。

- （1） 利用作成物数量×販売価格（本体価格）×著作物利用割合×5パーセント（円未満切り捨て）
 - （2） 前号の金額×1.1（消費税及び地方消費税相当）（円未満切り捨て）
- 2 申請者は、都の発行する納入通知書により、指定する納付期限までに著作権使用料を納付しなければならない。

（利用上の遵守事項）

第6条 本著作物の利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 許諾された用途にのみ利用し、都の指示する利用条件に従うこと。
- （2） 利用に当たっては、都が提供した本著作物に係る素材を第三者に譲渡・転貸・再利用許諾をしないこと。
- （3） SNS等外部運営サイトへの本著作物の掲載については、個別の利用規約を確認した上で行うこと。

なお、当該規約において、掲載することにより運営者や閲覧者に著作物の利用を許諾、あるいは著作権を放棄したとみなすとされているものについては、掲載は認められない。

- （4） デザインガイドマニュアルに定められたルールに従って正しく利用すること。
- （5） 原則として、本著作物の利用作成物には以下の二つを表示すること。

ア 「東京都スポーツ推進大使ゆりーと」

イ 「©東京都 井（第4条第2項による許諾番号）」

なお、その形状等からイを表示することが困難な場合は、これを省略できる。

また、本著作物の名称「ゆりーと」は登録商標（登録第5405755号）であるが、アの表示に含まれる場合は単なる事実伝達であり、商標としての使用に当たらないため、この場合の商標使用許諾手続は不要とする。

- （6） 利用作成物の完成見本を、速やかに都に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- （7） 本著作物を利用して作成する物は、その作成に当たって東京都グリーン購入ガイドに定められた環境配慮仕様を満たすなど、都の指針を踏まえたものとする。
- （8） 本著作物の利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行い、当該利用により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。本著作物自体に起因しない事故等が発生した場合は、都は一切の責任を負わない。

(9) 本著作物の利用作成物には、利用者の名称等を明記し、その利用主体を第三者に周知すること。

(10) 故意又は過失により都に損害を与えた場合、これによって生じた損害を都に賠償すること。

(利用状況の報告等)

第7条 知事は、利用者に対し、利用報告書により、本著作物の利用状況について報告を求めることができる。

2 報告を求められた利用者は、報告を求められた日の翌日から 30 日以内に、知事に対し利用報告書を提出しなければならない。

(許諾の取消し)

第8条 知事は、本著作物の利用がこの要領及び許諾内容に違反していると認められるときは、利用許諾取消通知書（第3号様式）をもって当該許諾を取り消し、当該許諾に係る利用著作物の回収を命ずることができる。

2 前号の規定により許諾を取り消された利用者は、当該許諾に係る利用著作物を利用してはならない。

3 第1項の規定により当該許諾に係る利用著作物の回収を命ぜられた利用者は、速やかに許諾に係る利用著作物を回収しなければならない。

また、それにより生じた損害について、知事に求償することはできない。

(その他)

第9条 本著作物の取扱いに関して、この要領に定めのない場合は、要綱に基づくほか、必要な事項は、スポーツ推進本部長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。